

# ドイツ共産党の統一戦線運動の構造 (二)

——一九二二年後半から一九二三年を中心として——

山田 徹

## 目 次

はじめに

第一章 前史及び党組織の概要

第二章 労働運動内の統一戦線運動

第一節 戦後ドイツ労働運動の構造的枠組

第二節 労働組合、経営協議会における共産党の運動

(i) 適応(以上二卷二・三合併号)

(ii) 対抗

(iii) 統合(以上本号)

第三章 統一戦線運動における政府構想——「労働者政府」論

(ii) 対抗

本項では、共産党の大衆組織内運動に対する、自由労組系指導部の対抗の諸措置と、それに関連する共産党の態度

の幾つかを論述する。組合側の対抗措置は、形式的には、組合の規約、決定に対する違反乃至逸脱の行為を対象としてなされ、その点は、協議会運動に対しても同様の形態で遂行された。これらは一見自明の事柄にもみえるが、しかしこの時期にはそれは、新しい全員組織（協議会）に対する、旧来の結社原理に基づく労組側の対抗、という特有の意味を含み、また右の点と俟って、この動きは戦後の組合運動の集権化傾向に重要な役割を果たした、とみることができよう。

さて、一般に組合指導部の対抗行動は、「組合の政党よりの中立」というイデオロギーを根拠とし、組織からの「政党の支配の排除」を目指す、というかたちで実施された。これらの諸措置が相当に系統化されるのは、ほぼ一九二〇年末の共産党と独立社民党左派の合同後のことであるが、この合同の直後には、ADGB全国委員会は個々の組合に対し、「あらゆる規約上の手段を駆使して」共産党の運動に対抗することを明示した。<sup>(1)</sup> また一回労働組合大会では、全国執行部報告に「共産主義者の煽動」という一項が挿入され、それによると、「『黄色アムステルダム・インターではなくモスクワを』なるスローガンの下に、組合の内部でその政党政治的な目的を果そうとするモスクワ派の試みの増大」に批判が加えられたのである。<sup>(2)</sup> かかる組合指導部の姿勢に基づいて頻繁に行使された対抗措置は、具体的には、反対派の組合員に対する除名処分<sup>(3)</sup>の執行、組合・協議会選挙における種々の介入、ストライキの規制、闘争資金の凍結による反対派の活動の抑止、であった。以下各点について論ずるが、それらの問題を検討するならば、われわれはまた、当時の共産党の組合内の勢力が如何ほどのレベルに達していたかを、側面から知ることができるであろう。

先ず、組合側が最も多く行使した対抗措置は、反対派の組合よりの除名処分であり、それによって共産党の運動は最も深刻な打撃を蒙った、といえる。特にこの時期には処分対象の大量性が顕著であり、その点は組合指導部と共産党の運動との対抗の激しさを示すものであった。

これを組合別にみると、とりわけ同党の勢力の強い金属、建築、鉄道では「共産党員との闘い」が強調され、その場合には、長年第一線の地位において組合員よりの信頼を得ている者がたびたび処分の対象とされた<sup>(3)</sup>。除名理由で最も多い事例は、種々の行為により組合運動に損害を与えたという漠たる理由に基づくものであった、とされるが、更に処分の理由には、次のような幾つかのパターンがあった。これらは、(1)組合の方針に反対の立場をとる呼びかけ、ビラの発行、(2)各組合、自由労組、国際労働組合連盟からの分裂を図る集会への参加、(3)組合費の不払い、組合の承認を経ない特別の寄金の徴収、(4)経営協議会その他の選挙に際し、特別リストの候補者となること或いはそれを支持すること、及び(5)共産党系フラクションの建設であり、上の諸事由はほぼ反対派の活動の態様を網羅するものである。除名処分が最初に多用されたのは一九二一年の「三月行動」後であり、ヴァルヒャーの「誇張せざる評価」によれば被除名者の数は約一万であった<sup>(5)</sup>。その結果、例えば金属労組第一五回総会では、地区で多数の票を得た二二一名の代表者中約一〇〇名が除名処分に付され、また建築労組では代議員のみならずそれを派遣したグループも組合から追放される、という如き事態も存在した<sup>(6)</sup>。

この除名処分は、右の時期以降一旦は鎮静したが、翌年の後半になると再び活発化した。これは、夏以降の山猫ストライキの激化<sup>(7)</sup>と後述する共産党系経営協議会大会の開催、及び社民・独立社民両党の合同による独立社民党系反対派の消失、を主要な理由とするが、特に建築労組では、一九二三年一月までに二万二千人もの除名者があり、その他鉄道、鉱山、金属、農業、化学、繊維各労組で多くの処分が行なわれた<sup>(8)</sup>。更に地区組織全体が組織処分に付される場合があり、鉄道労組ではベルリン地区組織（構成員一、二万名）が、一九二三年の初頭に共産党系の地区執行部を選出したことから全組織が解散させられた<sup>(9)</sup>。但し、このような全体組織への処分は自由労組幹部によっても必ずしも容認はされなかったようであり、ライパルトは、「われわれは全（地区）グループを除名することは差し控えねばならぬ

い。そのようなことをすれば、われわれは、組合の分裂者として大衆の評価を失うことになる。」とする警告を発している。<sup>(10)</sup>

共産党員を組合大会の代議員、各レヴェルの組合執行部から排除するための措置も、幾つかの形態で実施された。

このうち組合大会に関しては、多くの組合は代議員の直接選挙を避け、全国執行部の指名に基づいてその決定を行った。例えば建築労組では、一九一九年の組合大会での決定にかかわらず、一九二二年の大会では代議員の直接選挙は実施されなかった。<sup>(11)</sup> 選挙が行なわれた場合でも、組合指導部は選挙区を作為的に設定して共産党系の代議員の進出を妨げ（いわゆる「選挙戦用の幾何学」(„Wahlkriegsgeometrie“)<sup>(12)</sup>）、また先にもみたように選出された代議員を直接除名する例も少なくなかったのである。

組合組織—特に地区、執行部の役員ポストから共産党員を除名することはしばしば試みられた。この措置は、共産党員が執行部選挙に立候補し或いは当選した場合の、非公認措置乃至は除名処分に基づいて実行された。木材労組では、共産党系の反対派に所属する組合員は、執行部活動その他の幹部活動への参加が禁止された。また金属労組では、一九二一年に作成された規約で、地区の執行部は全国執行部の承認を必要とし、地域の指導部は同じく全国執行部が指名する旨が規定された。<sup>(13)</sup> 更に鉄道労組の場合には共産党七回大会で次のような事例が報告されている。即ち、鉄道労組ベルリン地区では選挙の結果、共産党の著名な活動家ゲシュケ (O. Geschke) が議長に選出されたが全国執行部はこれを承認せず、そのため再選挙、再々選挙が行なわれたがいずれもゲシュケが選任された。しかしなお執行部はそれらの選挙を認めず、遂にゲシュケを除名処分にした。これに対し、組合集会で選出された委員会が満場一致で除名処分の根拠のなきことを決議したが、執行部は、その後もゲシュケが組織に残るならば新選挙は行なわな

い、と言明し、結局この圧力によって、ドレスデンの鉄道労組大会では一〇三対九七の僅差ながらゲシュケの除名が

承認されたのであった。<sup>(14)</sup>

次にストライキ問題に関しては、組合指導者は、規約に従わないストライキの発生を極力抑え、反対派の闘争力を減殺することに努めた。一九二〇年二月のADGB全国委員会は、「執行部の同意を経ず地域委員会のみで決定された賃金率及びストライキに対しては、如何なる場合もこれを援助しない」旨を決定したが、更に一回組合大会では、組合指導部は、ストライキ運動を全く自己の指導下におさめることを図った。即ち、この大会で提案された「組合運動の組織形態と方法」(Organisationsformen und Methoden der Gewerkschaftsbewegung<sup>(15)</sup>)では、ストライキ問題に関し、(1)ストライキの前にあらゆる種類の交渉を行なう、(2)ストライキの指導、要求内容については組合執行部の事前の承認を得る、(3)それらの決定に従わない場合はストライキ資金は支給されない、(4)規約に違反するストライキに対しては組合はこれを中止させる義務を有する、などが規定された。<sup>(16)</sup>この提案は、その指導方式の集権性の故に結局大会では採択されず全国委員会に付託されたが、しかし上記の方向に沿った山猫ストライキの規制はしばしば行なわれ、特にストライキ資金の凍結はストライキの抑制に多くの効果を發揮したのである。

以上に述べたような組合側の種々の対抗措置は、共産党の運動に多くの困難をもたらした。総じて、これらの措置に対する共産党の態度は、組合の内部では、一般に受動的といつてよく、なお、漸増する組合隣接組織(連合及び被除名者組合)の存在によってこの点は幾つかの修正を加えられた、と要約することができるであろう。

さて、共産党は、組合指導部の「組合の中立」論に対してはこれを強く批判し、後にも述べるように組合運動の全体としての「政治化」を企図したが、他面党員の組合よりの脱退は、「組合の分裂」をもたらすものとして党自身により端的に否定された。換言すれば、共産党にあっては、組合運動の「政治的な」性格は、組合指導者の構成、その

指導の方向において自明の事柄であり、これに対し組合の「非政治性」とは一般成員の意識状況に由来する組合運動の現在の状態を指すにすぎず、これらは組合内の共産党の活動によって克服すべきものとされたのである。従って、既述の「三月行動」後の大量処分に際しても、同党の態度は全体として抑制的であり、例えばある決議によれば、組合除名者のための特殊な組織はつくりださず、地区処分の場合にもその地区は以前と同様に当該の組合に所属する意思を表明する、などが決定されたにとどまった<sup>(17)</sup>。また、二度目の大量処分があった翌年の一〇月には第二回の組合反対派全国会議が開かれたが、ここでもほぼ同様の諸点が確認され、組合再加入を目指す運動の必要性が強調された<sup>(18)</sup>。このような共産党の態度は本稿の対象となる時期にはほぼ一貫しており、組合幹部の恣意的な規約の解釈、変更に対しては、「規約を遵守すべき」ことすらも言及された。概して「組合の統一」というスローガンは、共産党の側においても重要な組織象徴の一つとして使用され、「組合の分裂者」なる言辭は、除名措置を強行する組合指導部への批判の言葉ともなったのである。われわれは、このような「統一」、「分裂」をめぐる表現のうちに、同党の組合運動における「正統性」意識創出の意図をみることができよう。なお、上記の点と関連してやや異なるのは組合選挙と資金凍結の問題についてであり、このうち前者に関しては、共産党は協議会選挙にならない比例代表に基づく選挙を志向としてもった。但しこの点は個々の組合では殆ど具体的な意味をもたず、わずかに金属労組内で一定の根拠をもつことができた。これは主として共産党が勢力をもった地区段階で議論され、前記の同労組一五回総会では、共産党系の代議員は、地区執行部の選挙を比例代表制によって行なう、という議案を提出した。しかしこの提案は会議では否定され、彼らはその後には改めて、組合の定めた決定、規律を破る意思のないことを表明したのであった<sup>(19)</sup>。また共産党は組合側の資金凍結の試みに対抗して、フラクシオン、支持者の寄金による「闘争基金」(„Kampfonds“)という資金制度をつくったが<sup>(20)</sup>、寄金者は組合を除名される場合があり、更に財政的理由から党の地域組織では組合部専従の書記

員を解任する、という事情もあり、<sup>(21)</sup>「基金」をめぐる財政状況は劣悪であったことが推測されよう。

上にみた通り、共産党は、組合側の対抗に対してはむしろ防衛的ともいべき姿勢をもったが、ところでこのような同党の態度は、また、労働組合よりの脱退を主張する党内の潮流への配慮からも生まれたのであった。前述のような組合側の広汎な統制措置は同党の運動の場を著しく退定し、その結果、「組合の内部における活動」という方針は、党指導者の強調にもかかわらず、党内にたえず不満を醸成させたのである。そして右の問題はこの時代には、とりわけて自由労組外の連合系組織及び被除名者組合との関係の如何という形態をもって表現されることとなった。本項の最後には、この問題を時期的な経緯も含めてやや立ち入って検討することにした。それは、共産党の運動の、「境界」の問題の一端を提示するであろう。

前章で簡単に言及した左派系の連合組織は、革命期後の特徴的な組織ともいえるが、これらは、革命時の協議会運動を範とし、政党の指導機能を否定する急進的な労働者によって構成された。連合系組織には幾つかの分派が存在するが、そのうち、党二回大会で排除された旧共産黨員を中心とするドイツ共産主義労働者党系の「ドイツ労働者総連合」(, Allgemeine Arbeiter Union Deutschlands — AAUD)、アナルコ・サンディカリスト系の「ドイツ自由労働者連合」(, Freie Arbeiter Union Deutschlands — FAUD)を別とすれば、共産党と特別に深い関係を有した組織は、「手工Ⅱ頭脳労働者連合(協議会組織)」(Union der Hand- und Kopfarbeiter (Räteorganisation))であった。この独特の名称(以下、手工Ⅱ頭脳連合と略記する)は、同連合の目指した「経営における肉体、精神労働の差異の廃棄」という理念に由来するものであるが、この組織はまたルール地方の炭鉱労働者を中核とする、サンディカリスト的な労働者をも含む諸派のゆるやかな協働組織としての性格をもち、同地の共産党系の労働者にはこの組織に所属する者が多かったのである。

る。それ故に、この組織の存在は、共産党の全体的な指導の方向に影響を与えることは少なかったとはいえ、その地域的な凝集性の故に、同党の運動に固有の地方問題をもたらした、とみることができる。

さて、ルール地方の連合組織は、一九一九年三月に設立された「炭鉱労働者総連合」(Allgemeine Bergarbeiter Union)の成立をもってその嚆矢とするが、手工頭脳連合の前身は、同年六月に結成された第二次の同連合であった。この組織は、少数派としてラインラント・ヴェストファーレン地域のFAU創立に参加し、以後も独自の機関誌を発行して自らをFAU・ゲルゼンキルヒェン派(FAU-Gelsenkirchner Richtung)と称した<sup>(22)</sup>。右の連合に関しては、共産党は、ハンブルク系の急進派を排除した党二回大会後も否定的な態度をとらず、またカップ一撥時のルール闘争に際しそれが果たした役割を承認せざるをえず、党と連合組織との関係は自由労組系組合との関連で複雑な様相を呈したのである。そのため、党五、六回大会では、ブランドラーはルール地方の連合組織について述べ、共産党は(自由労組系)組合に対すると同様連合の解体を目指すのではない、<sup>(23)</sup>そして連合からの脱退と炭鉱労組への加入というスローガンにとらわれず、ルールではすべての革命的労働者を結合することが重要である、<sup>(24)</sup>と指摘して、同地方における組合と連合組織の併存を承認したのであった。

ところで手工頭脳連合が、先のギルゼンキルヒェン派を母体とし、ベルリンの同系の組織及びブラウンシュヴァイクの農業労働者の連合との合意により創立をみたのは一九二一年九月のことであるが、<sup>(25)</sup>この創立大会と前後する共産党と連合との関係は、やはり(1)組合被除名者についての両者の態度と、(2)連合側の党指導の受容をめぐる問題、によってほぼ規定された、とみてよいであろう。

一九二一年の初頭には、ゲルゼンキルヒェン派と共産党との接近が改めて図られたが、一月の会議では連合側から、組合被除名者の連合参加に対する共産党の援助が要求され、それに代わり、連合は「組合からの脱退」というスロー



ガンを放棄することが提案された<sup>(26)</sup>。この動きは、その後党指導の強化を図る共産党員のフラクション活動の活発化によって中断され、既述のように、他の連合系地方組織との協定の後に、九月には手工Ⅱ頭脳連合が共産党の全面的な支持を得ないままに結成をみたのである。しかしなお、この創立大会には共産党員も参加し、また党中央部員のヘッカートが副報告を行なった<sup>(27)</sup>ことは、同党と連合との密接な関係を示すものであった。

上の共産党と手工Ⅱ頭脳連合の関係に関しては、また次の点に注意されるべきであろう。つまり同連合は、その方針として、労働協約制度を一応は承認し、また経営協議会法に基づく協議会への参加を組織上の任務としたのである。これに対しAAUDは経営協議会選挙をボイコットし、FAUDも合法的経営協議会の否定、労働協約に代わる新たな賃金決定制度の設置をその路線とした<sup>(28)</sup>。従ってその点からも、共産党と手工Ⅱ頭脳連合の協働の可能性は存在したわけである。

これらの共産党の志向にもかかわらず、新たに設立された連合内ではサンディカリスト系の勢力も強く、翌年二月にはAAUDとの間で「闘争共同体」(„Kampfgemeinschaft“)が結成された。しかし同年の中部ドイツの農業ストライキが、この組織の下で共産党の反対にかかわらず強行され、統一的な指導を欠いたまま多くの活動家を失ったこと<sup>(29)</sup>、及び五月の共産党組合部の回状で、組合から除名されて再加入の見込みのない者は、当該の経営フラクション乃至党組合部への報告の後に手工Ⅱ頭脳連合に加入する旨が許可されたこと<sup>(30)</sup>、を理由として両者の主張は漸次接近するに至った。その結果、同年一〇月の全国大会では、共産党の方針を大幅に取り入れた行動綱領が採択されたのである。即ちこの綱領では、政治闘争と経済闘争の結合、共産主義的な経済建設の原則、などが確認されたが、とりわけ組合内反対派党員と連合の協働の必要性が強調され、それに基づいた「組合の獲得」の方針が諒承されたのであった<sup>(31)</sup>。

以上のように、共産党と手工Ⅱ頭脳連合の間では、一九二二年末にはともかくも協調的な関係が樹立されたのであ

るが、なおそれは安定をみたわけではなかった。殊に翌年のルール闘争時には両者の相違は再び顕著になり、ルール地方での共産党の組合活動は、この時期には連合の存在により多くの混乱をもたらされたことが報告されている。また同年五月の賃金闘争及び労働時間延長をめぐるストライキに際しても、両者の指導の間には齟齬があり、結局二四年の初頭には連合側の中央組織は分裂するに至っている。<sup>(33)</sup>

他方、これらの独立左派系の連合とは別に、共産党の組合内活動に論争をもたらした組織は、組合の被除名者から構成された被除名者組合であった。それらの組合は、自由労組内の組合除名が急増した一九二二年後半以降に簇生し、小規模ながら各地で活動を続けた。そしてこの組織は、成立の事情から、連合と共に多くの急進的な労働者を結集し、共産党の組合運動とは一定の競合的な関係をもったのである。

これらの被除名者組合は、概して地区組織全体が除名された際に新たに設立される場合が多く、再加盟への見込みがたたないときには、共産党の指導部もこの組織の存在を黙認せざるを得なかった、とするのが実情であろう。組合からの地区処分があったのは、建築、鉄道、化学及び農業各労組であったが、それに応じて右の諸部門ではおおよそ地区的な規模をもって幾つかの被除名者組合が設立された。以下にそれらを列挙すると次の通りである。(1)被除名建築労働者組合 (Verband der ausgeschlossenen Bauarbeiter) — 一九二二年八月にザクセンのケムニッツで結成され、構成員は約三万。その指導はほぼプロフィンテルンの方針に則り、同年のザクセン建築労働者のストライキでは主導的な役割を果たした。その労働協約における賃金率は自由労組系の建築労組よりも高かった、とされている。<sup>(34)</sup>(2)自由鉄道労働者組合 (Freie Eisenbahnerverband — F.E.V.) — 前出の鉄道労組ベルリン地区の組織除名をうけた二万二千名の組合員のうち、七千名の労働者によって創設された組織。一九二三年六、七月には全国に活動を拡大した。<sup>(35)</sup>(3)化学産業組合 (Industrieverband der Chemie) — 一九二二年一月のアニン労働者のストライキを契機として、自由労組系

の化学労組の指導に不満をもつ労働者がルードヴィヒスハーフェン、プファルツ地区を中心に組織した組合で、共産党とは極めて密接な関係を有した<sup>(36)</sup>。また農業部門では、その実態は必ずしも明らかではないが、「ドイツ農林業労働者組合」(Verband der Land- und Waldarbeiter Deutschlands)という組織があり、やはり組合反対派の一部を糾合した<sup>(37)</sup>。なおやや特殊な組織として、ベルリンでは、党と連合及び被除名者組織の結合を目指す共産党員のヴァイアー(P. Weyer)<sup>(38)</sup>を議長とし、主として被除名の金属労働者からなる「ドイツ産業労働組合—金属グループ」(Deutscher Industrieverband-Gruppe Metall)が設立されたが、この組織は共産党によって否定され、ヴァイアー自身はその行動の故に一九二四年には党より除名処分を受けている<sup>(39)</sup>。

次に、地区的なまとまりをもたず構成員が全国に散在した反対派組織も幾つかあり、このうち、「製本労働者組合『反対派』」(Verband der Buchbinder (Opposition))は、自由労組系のドイツ製本労組から除名された共産党員を中心として結成され、その構成員は約三千であった<sup>(40)</sup>。また「ドイツ海運同盟」(Deutsche Schifffahrtbund)は必ずしも被除名者の組織ではないが、左派系の海員により設立され、一九二四年にはプロフィンテルンの方針に従うことを決定した(構成員約一、六万)<sup>(41)</sup>。但しこの組織は、自由労組系のドイツ運輸労組の一部門から分岐したものであり、むしろ独立した一つの組合とみるべきであろう。

これらの組織と自由労組系の組合における活動を調整することは、共産党にとり極めて重要な課題となった。組合の対抗行動への反撥から、共産党員の間にも被除名者組織に加入する者が漸増し、他方その際に中央乃至地域指導部の指導は介在しなかったからである。党指導部は、それらの組織に批判的であったが、なお全面的に否定することはできず、一般に組合再加入のためのいわばプール組織としてこれを位置付けた、とみるのが妥当であろう。それ故に、例えばヘッカートは被除名者組合の任務に関し、「(自由労組系の)組合内の反対派と共に、組合の再統一と……革

命的精神の養成に向けて闘う」と規定し、組合結集の志向と左派系労働者の闘争力への評価を抽象的に折衷させたとどまった。このため党八回大会を中心として、運動の不整合を克服するために、組合内反対派、連合組織、被除名者組合の代表からなる「労働委員会」(；Arbeitsausschub<sup>(42)</sup>)の設置とその行動綱領の作成が決定された。また、プロフインテルンへの加盟を通じて、被除名者組織への指導を強化することが図られ、この点は前述のように建築、海運の分野では一定の成果を収めたのである。

これらの様々の試みにかかわらず、被除名者組織は急進的な労働者に少なからぬ影響を与え、共産党はこの組織をめぐる種々の困難を除去しえなかった。一例をあげるならば、前出の自由鉄道労働者組合は一九二三年には全国に組織を拡大させたが、その運動は自由労組系のドイツ鉄道労組内の反対派活動との競合をもたらし、このため共産党組合部は同組織との関係を断つに至った。<sup>(44)</sup>かくして八回大会で決定された労働委員会がともかくも開催されたのはルール闘争の敗北後の一九二四年四月だったのである。<sup>(45)</sup>

上にみたように、連合系組合、被除名者組合は、共産党の運動に、いわば「左から」動揺を与える要因となった。共産党は、自由労働組合内の運動を党の最も重要な課題の一としたが、なお急進的労働者の同労組への不信は共産党の運動に混乱を生んだのであり、この点は、先にもふれた通り自由労組指導部の対抗行動の強さを表わすものともいえよう。その意味で、当時の労働組合は、前節で述べたような多くの不安定要因をもったが、反対派の活動に対しては既に相当の対抗力を保有していたとみることができるのである。

しかしながら、当時の共産党の運動の方向は、これまでに再三指摘したような「組合の統一」という枠にとどまるものではなかった。労働組合、及びとりわけて経営協議会を組織的な手段とする運動の独自の統合こそは、この党の固有の目標となつたのであり、われわれは次にこの点に論及しなければならない。

- (1) R. Rettig, op. cit., S. 58.
- (2) Protokoll Gewerkschaften, XI, SS. 116—119.
- (3) Bericht K. P. D. VII, S. 32.
- (4) R. Rettig, op. cit., S. 71.
- (5) Bericht K. P. D. VII, S. 357.
- (6) R. Rettig, S. 71.
- (7) z. B., Politische Rundschreiben der Zentrale der K. P. D. vom 4. August 1922 in: Dokumente, VII—2, S. 125.
- (8) R. Rettig, op. cit., S. 110.
- (9) Bericht K. P. D. IX, S. 64/15.
- (10) Die Rote Gewerkschaftsinternationale, Jg. 1922, S. 821.
- (11) Ibid., S. 864.
- (12) T. Cassau, op. cit., S. 62.
- (13) R. Rettig, op. cit., S. 75, S. 122.
- (14) Bericht K. P. D. VII, S. 33.
- (15) S. Nestriebke, Die Gewerkschaftsbewegung, Bd. II, Stuttgart, 1921, 邦訳『ドイツ労働組合運動史』(協調会訳) 一九二六年、四七一頁。
- (16) Protokoll Gewerkschaften, XI, SS. 49—53.
- (17) Bericht K. P. D. VII, SS. 354—355, SS. 357—358.
- (18) Die Rote Fahne, Nr. 449, 9. Oktober 1922.
- (19) R. Rettig, op. cit., S. 69.
- (20) Bericht K. P. D. VII, S. 58.
- (21) これは一九二二年末のことである。 Bericht K. P. D. VIII, SS. 67—68.
- (22) H. M. Bock, op. cit., SS. 180—181.
- (23) Bericht K. P. D. V, S. 168.
- (24) Bericht K. P. D. VI, S. 187.

- (25) H. M. Bock, op. cit., S. 182.
- (26) Ibid., S. 181.
- (27) Ibid., S. 183.
- (28) R. Retig, op. cit., S. 40, SS. 43—44, SS. 79—80.
- (29) Bericht K. P. D. VIII, S. 309.
- (30) Rundschreiben der Gewerkschaftsabteilung der K. P. D. vom Mai 1922 in: Dokumente VII—2, S. 79.
- (31) R. Retig, op. cit., S. 117. vgl. Bericht K. P. D. VIII, S. 73.
- (32) Die Rote Fahne, Nr. 450, 10. Oktober 1922. しかしなお大会では、連合側は「可能な限りの産業部門」に組織を拡大させようとする  
 志回をみせ、これを鞍山部記に限定しようとする共産党と対立した。H. M. Bock, op. cit., S. 184.
- (33) Bericht K. P. D. IX, S. 64/13.
- (34) Ibid., S. 64/13.; Bericht K. P. D. VIII, S. 72.; R. Retig, op. cit., S. 113.
- (35) Bericht K. P. D., S. 64/15.
- (36) Ibid.
- (37) R. Retig, op. cit., S. 114.
- (38) Bericht K. P. D. VIII, S. 302.
- (39) H. Weber, op. cit., Bd. II, S. 342.
- (40) R. Retig, op. cit., S. 113.
- (41) Bericht K. P. D. VIII, S. 72.; Bericht K. P. D. IX, S. 64/14.
- (42) Bericht K. P. D. VIII, S. 280.
- (43) Die Rote Fahne, Nr. 449, 9. Oktober 1922; Bericht K. P. D. VIII, S. 282.
- (44) Bericht K. P. D. IX, S. 64/15.
- (45) この会議は「ライプツィヒ革命的労働組合全国労働委員会」(„Reichsarbeitsausschuß der revolutionären Gewerkschafter Deutschlands“)と銘打たれて開催された。Ibid., S. 64/18.

## (iii) 統合

共産党の大衆組織内における運動の統合の試みは、同党による「下から」の大規模な大衆の動員とこれに対する単一の政治指導の賦与、を意味する。それはこの時代には直ちに革命状況に連ならなかったにせよ、かかる状況を準備する、同党の「過渡的」な戦術の要諦となったことは明らかであろう。一体に統一戦線戦術とは、この目標を実現するための、様々の指導様式を総称するものに他ならなかったのである。

ところで先にもみた通り、共産党は下位組織内の労働者の闘争力にしばしば依拠したが、この運動は、例えばザイデルの述べるように、組合の集権的機能に対し協議会内の「非集権的な」勢力を動員しそれに対置するにとどまった<sup>(1)</sup>わけではなかった。確かに共産党は、一方では「自ら選出した経営協議会委員に対しても、時としてその指導への不信を表明する」という如き<sup>(2)</sup>、経営内従業員の非集権的な対抗エネルギーに党の運動の固有の基盤を見出したが、他方これらの運動を結合し、自己の統一的な指導の下に嚮導することをたえず意図したのであり、大衆組織における共産党の運動は、このような両極的な志向を統一させるものとしてあったといえよう。いまこの点を、共産党自身の運動表象に即して述べるならば、統一戦線運動の論拠となった「あらゆる経済闘争が、危機の時代には急速に政治権力をめぐる政治闘争に転化する」というテーゼは、あらゆる急進的な経済的要求に基づく闘争を指導しつつ、なおこの運動を「急速に」統合し、それに統一的な政治的性格を与える、という課題を同党に付すこととなったのである。そして、かかる運動の構造は、統合的な運動への展望を欠く他のアナキスト系、サンディカリスト系の諸組織とは異なる、共産党の統一戦線運動の顕著な特色となった、といわなければならない。

さて、共産党による運動の統合の形態は、これを二つに類型化することができる。それは一つには、協議会原理に連なる組合の「産業別組合」への再編の主張であり、第二にはそれは協議会自身の国的、地域的な統合の試みであっ

た。即ち共産党は、一面では既存の組合運動と接続しつつ、なお改めて経営協議会の特質を利した運動の「全体的な」結集を目指したのであり、しかもその運動が相当の影響力を持った点に、われわれは、革命期直後の時代の一つの性格をしることができようであろう。

右に概観したような共産党の企図を、われわれは先ず労働組合の産業別組合への再編の志向において見出すことができる。この課題は同党の運動によって具体化されたわけではなく、それらは宣伝的な性格の域をこえなかったのであるが、しかし自由労働組合の内部でもそれをめぐる同種の論争があり、その面で共産党の主張は一つの現実性をもちえたのである。以下先ずこの問題の要点からふれよう。

自由労働組合の産業別組織をめぐる問題は、組合の発史的な事情に遡る組織的な特性に由来する。そもそも前章で述べた通りドイツの労働組合は主として職業別の横断組織として構成されたが、これは、初期の組合が職業毎の熟練工員を中心とした互助組織であることをその根拠とした。しかし、組合が巨大な大衆組織に転化するとともに、横断的な職業別組織のもつ非能率性が早くから組合の活動家によって批判され、この問題は共和国初期にも重要な争点を形成した。既に一〇回組合大会で邦自治体労組は、組合の産業別組合への改編を主張し、自由労組指導部も原則的にこの提案を諒承した。しかし、それは組織の急激な再編を意味するのではなく、既存の職業別組合を漸次融合、結集して実現を図ることを内容とし、<sup>(3)</sup>なお現実化へのプロセスを明示するものではなかった。

しかし、経営者側がその勢力を回復するにつれ交渉団体を統一してきたのに対し、組合は多くの職業別組織を交渉にあたらせなければならず、また各経営に複数の組合を存在させるといふ如き非能率性も残存させた。このため、それらに対する批判が組合の内部でも高まり、さらに職業別組合を社会化の主体とすることの不備な点も論ぜられ



た。その結果、一九二二年の組合大会では、独立社会民主党のディスマン、ペプロフ (F. Pieplow) が上記の議論を背景として、再度産業別組合建設の決議を提出した。<sup>(4)</sup> この決議は前回の決定とさして変わらない穏健な提案であり、従って大会は多数をもってこれを採択し、一〇月にはその方針を討議するために十六人委員会が結成された。<sup>(5)</sup> しかしながらこの再編の動きは、とりわけ旧来の組合組織の巨大さの故に具体化への根柢に乏しく、委員会は幾多の論議を残したまま殆どその課題を実現する方途を見出せなかったのである。

この産業別組合をめぐる論争に関連して、共産党は最も積極的に既存組合の産業別組合への改編を主張したのであった。同党の、組合の組織的な性格に対する着目は、その経営協議会運動と密接な関係を有していた、といえよう。つまり各経営は幾つかの職種をもち、従って複数の職業別組合を併存させる場合が多かったが、これに対し経営協議会は経営それ自体を単位とする組織であり、全従業員組織である点を除くならば、「小規模な産業別組合」<sup>(6)</sup> ともいふべき性格をもったからである。それ故に、共産党はつとに経営原則に基づく産業別組合の建設を宣伝し、「各々の経営に一つの組合を」(In jedem Betriebe nur ein Verband) は共産党の年来のスローガンであった。これらの点は、五回党大会の表現をかりるならば、「労働者がそのツントの職業的な迷妄性を打破し、職業的な同盟を、経営を基礎とする強力な産業的同盟へ改編するならば、組合と経営協議会の結合は初めて可能となる」<sup>(7)</sup> と想定されたのであった。そして共産党は、このような経営Ⅱ産業原則に基づく組合の再編を、自由労組系経営協議会の指導部が編成した一五の産業グループ毎に行なうことを主張し、また先にも述べたように、自らの組織の内部にも、各地域、全国組合部にこれらの産業グループの指導部を結成して組合の「産業別化」を目指したのである。<sup>(8)</sup>

以上にみた通り、共産党は、労働組合内の産業別論争を手懸りとして、協議会運動を組合レベルの運動と結合させることを試みたが、かかる協議会と組合の関係についての見解は、更にまた革命後の両組織のあり方とも関連す

るものであった。この問題は幾つかの場で論ぜられているが、プロフィンテルン議長ロゾフスキー (S. A. Losowski) の次のような考えはその一つの典型である。即ち彼は、「プロレタリア独裁時代の労働組合」について述べ、この組織は、国家機関としてのソヴェトに対し、工場委員会（＝経営協議会）を基礎単位とし、全労働者の利害を実現する産業別の組織である。として経営協議会と労働組合の融合を構想したのであった。<sup>(9)</sup> そのような想定は一応整合的な労働者組織の将来像とみなしうるが、しかし他面それは、全従業員組織たる経営協議会と結社原理にたつ労働組合との組織的相違を明確に識別しておらず、むしろこの相違は共産党にあっては、革命時における労働者の全体的な動員、という同党の果すべき「当為」によって架橋される、とわれわれは考える以外にないであろう。

さて、共産党の産業別組合をめぐる構想は、既存の組合運動により、近接した統合への企図であり、その意味では同党の方針は必ずしも明確な独自性をもたなかった、とみることができよう。しかしこの方針は、明らかに協議会運動との連携を目指すものであり、加えて共産党は、十全の現実性を有しない「産業別化」の試みにとどまらず、協議会運動のそれ自体としての結合をたえず図ったのである。特にこの時代の共産党の政治的な運動目標は、次章で論ずるように「労働者政府」を形成することにあつたが、かかる政府構想を「下から」支える運動として、経営協議会運動はとりわけて重要な意味をもつこととなった。このような協議会運動への関与は、それが組合運動の間隙をぬって昂揚を示す場合にはたえず試みられ、その定着、統一化が図られた。これらの試みは、地域、地区における経営協議会大会・集会への参加またはその挙行、大会・集会の決定に基づく同党系の指導組織の設置、及びそのような運動の頂点にたつ一九二二年末の全国経営協議会大会の開催、としてあり、われわれは次にこれらの問題をその経過の特質と共に検討することにしよう。総じてこの運動は、当時の組合―協議会の重層的な関係を一面から浮き彫りにするもの

となる。

先ず地域的な経営協議会大会に関しては、一九二二年前半期までは、後述するベルリンの事例を除いては大会開催の回数は極めて少なく、この間の協議会運動の不振を物語っている。しかし『ローテ・ファーネ』によれば、少数ながら幾つかの大会が開かれており、そこでは大体において組合側の指導が貫かれた、と云ってよいであろう。その点で組合指導部は、一面では協議会の組合への編入を制度的な所与としつつ、時としては大会の開催を通じて下位組合員の慰撫を図らなければならなかったのである。いまそれらの大会の主要な特徴を示すと次の通りである。○上シュレジエン経営協議会大会（一九二二年九月）―この大会は、例外的ながら急進派の主導の下に開催され、特にポーランド人系の代表も参加していることが注目される。出席した代表は、四〇%の賃上げ、困窮者への補助金給付、八時間労働延長への反対、などを決議し、「組合が運動を実行に移さない場合」には全権を委任される執行委員会を選出した。委員会は、自由労組、連合組織、ポーランド人系組合の組合員を網羅しているが、以降の活動については明らかでなく、また共産党側のイニシアティブが如何程にあったかも明確にはならない。○テューリンゲン経営協議会大会（一九二二年二月）―同邦における共産党の影響力から、大会に至る過程は、共産党系の経営協議会の大会開催要求↓組合側の受諾及び彼らによる非共産党系協議会の動員、という経過が推測される。大会で報告にたったのは、自由労働組合の指導者ネルペル（G. Nöpel）であり、共産党側の提案（大会決定実行のための労働者協議会設置、翌月の第二回大会開催など）は、八一对七八の僅差ながら否決された。<sup>(11)</sup>○ヴェルテンベルク経営協議会大会（一九二二年一月）―この大会も急進的な協議会の要求によって開催されたが、選挙のシステムは大経営での代表が少なく南ドイツの小経営の代表に有利であった、とされる。大会報告には、ヴェルテンベルク邦の労働相カイル（Kail）、金属労組のエガート（Egger）らがたち、共産党提案はやはり否決された。<sup>(12)</sup>また同年の六月には、共産党の勢力の強いザクセンで、同

党の提唱する経営協議会大会が、社会民主、独立社会民主両党によって拒否されているが、この問題については次章で論ずることにしたい。その他金属、炭鉱を中心として、個別組合の主催する大会が地区レヴェルのそれを含めて何回か開かれたが、このうち最大規模のものは、既出の金属労組全国経営協議会大会を除けば、一九二一年一月に開かれた第一回ドイツ炭鉱労働者経営協議会大会であった。これは炭鉱労組の招集によってエッセンで挙行され、経営協議会法の改訂、「ポリシエビキ化とは異なる」社会化の不可避性、調停命令の改訂問題、などが論ぜられた。大会に対しては二つの経営協議会から批判意見が表明されたが、共産党の側からの積極的な提案の提出はなく、<sup>(13)</sup> ほぼ組合側の意図通りに大会は行なわれたとみてよいであろう。なおこの時期に開かれた特殊な大会としては失業者協議会全国大会（一九二二年九月）があり、これは一九一九年の第一回大会以来五回目を数えている。この失業者運動は、共産党の指導するものであり、例えば大会に出席した代表の構成は、共産五〇、社会民主四、独立社民五、KAPD一、その他であった。<sup>(14)</sup>

以上のように共産党は、特に自らの支持基盤の存在するところでは、地域への協議会の結集に意を注ぎ、組合の指導する大会に際しても可能な限りこれに参加して、反対派としての活動を行なった。ところでこのような協議会に依る運動は、下位労働者の参加がより自生的にみられる場合には更に急進的な独自化の方向をもって展開されることとなった。以下に述べる一九二二年末の「六人委員会」(„Sechser Kommission“)の運動は、後に共産党左派の指導者マスコフ(A. Maslow)によつて、大衆の中に協議会の思想を復活させた端緒的な運動と評され、<sup>(15)</sup> 漸次経営内で影響力を回復させた共産党が、ベルリンを中心とした急進的な経営協議会を動員して独自の指導を果した最初の動きとなった。この運動は、一九二二年一月に、「三月行動」時の行動によって長期の実刑判決を受けた一三〇人の労働者が、獄中で「政治犯の釈放」を要求してハンガー・ストライキに入った事件を契機として生まれ、共産党の全面的な支援

を背景としてほぼ同年の末まで継続された<sup>(16)</sup>。運動の全体的な規模は、この過程でおきた、社会民主党機関紙『フォアヴェルツ』(„Vorwärts“)紙上での「三月行動」に関する警察文書の公表、活動的な経営協議会に対する組合側の対抗措置及び共産党内の内訌(いわゆる「フリーズランド危機」―後述)などによって些少なものとどまったが、なおここでは幾つかの新しい試みがあったことに注目する必要がある。

先ず共産党は獄中でのストライキに呼応して、直ちに彼等の釈放を要求するキャンペーンを開始したが、この呼びかけは労働者の間に予想外の反響を呼び、その結果二二日には共産党員を中心として、各地域から急進的な経営協議会の代表者がベルリンに結集するに至った。これらの代表は、共産党二〇名、独立社会民主党一〇名、社会民主党七名、KAPD二名からなり<sup>(17)</sup>、その構成から明らかに共産党の指導が存在することを推定しうるが、また両社会民主党系の代表が参加した点は、この問題に対する労働者の間での反応を示すものであった。彼等はこの後国会内で司法相ラートブルッフ(G. Radbruch)と会見し政治犯の釈放を要求したが<sup>(18)</sup>、こうした協議会代表者による政府への圧力の行使、という行動は、共産党にとり一つの象徴的な意味合いをもつものとして、その後も時として試みられた。そして上記の代表はこの行動において、はじめて自由労働系指導部の意向とは別に、独自に大ベルリン地区の経営協議会に呼びかけ、それらの自発的な参加に基づく経営協議会集会(Betriebrätevollversammlung)を二三日に開催したのである。この集会では参加者は政治犯の釈放を決議すると共に、ADGB全国執行部に対し、一四日以内に全国経営協議会大会を開くべきことを要求した。加えてここでは、上の諸要求を実現するための指導機関として「六人委員会」を選出したが、これは共産党、独立社会民主党、社会民主党各二名ずつの代表で構成され、かくして社会民主主義系労働者への運動の浸透が図られたのである<sup>(19)</sup>。

右の「六人委員会」の運動は、首都ベルリンにおいて協議会を主体とする運動の結合が図られた点で重要な意味を

もつわけであるが、しかしそれは未だ政治犯問題を中心として、限られた目標をもつ暫定的な指導組織をもつにとどまった。また、この組織の正統性を弁証する際に、これは「組合運動に背反する特殊な組織」(, wilde Sonderorganisat-ion)ではなく、「プロレタリアートの共同闘争の基盤である」という説明がなされたが、労働者の「共同の闘争」<sup>(20)</sup>という点を根拠として、協議会と組合の共通の目標を説く方法は、統一戦線運動をめぐる共産党の指導の様式を示すものといえよう。さて、この政治犯釈放のキャンペーンは、特に前出の警察文書の公表の後には独立社民党内のレーデブーア (G. Ledebour) 派の支持を失い、退潮に向かうことになるが、しかし「六人委員会」自体はなお暫く存続して活動を続けた。一二月末にはベルリン地区経営協議会中央部に総会 (Generalversammlung) 一定数の経営協議会を代表する代議員によって構成され、ベルリン地区経営協議会中央部の招集によって適宜開かれる会議を指す) の開催を要求し、これが拒否されると、再び独自の集会を開いて政治犯釈放、税政策などの決議を行ない組合指導部への圧力とした。<sup>(21)</sup> また翌年一月に開催されたベルリンの経営協議会総会では、独立社民民主党系の議長バルト (E. Barth) の反対にかかわらず、総会代議員は「六人委員会」の出席を承認し、更に一二月の集会の決議をも採択したのであった。<sup>(22)</sup> しかしこの総会も、途中で退場した社会民主党系の役員によるならば一二七の経営協議会が出席したにすぎず、投票権をもつ他の五〇〇の経営協議会は会議を欠席していた。<sup>(23)</sup> 従って、「六人委員会」の運動は、活動的な一部の左派系協議会に影響を与えたにとどまり、その後有効な指導方針をもちえないままに終焉したのである。

上にみた通り、「六人委員会」の活動は短期のものでありその影響力も未だ少なかったが、しかしともかくもこの運動は、共産党が政治的な争点をめぐる下位労働者の憤激を組織し、協議会の運動として、政治的なスローガンを通じてこれを結合する、というこの党の典型的な運動構造を示した、といえよう。けれどもなお当時には、同党は全国経営協議会大会の開催を、「組合指導者の頭越しに」単独で実施する意図をもたなかったのである。

共産党が全国の経営協議会の結集を目的として独自の指導を果した運動は、翌年後半の全国経営協議会大会の開催に向けたそれであった。当時の経営協議会運動は、労働者政府、統制委員会 (Kontrollausschub) の運動と分かち難く結びついており、そのみを抽出することは必ずしも妥当ではないが、この運動が同党の協議会運動の一つの頂点をなすものである故、以下に次節との若干の重複を厭わず、一九二二年後半のこの運動の性格をやや詳しく述べることにしたい。

最初に、共産党がベルリンを中心として、大会開催の準備機関である「全国委員会」(„Reichsausschub“)を創設するに至った過程を概観しよう。

共産党のこの期の運動は、同年六月の共和国外相ラテナウ (W. Rathenau) の暗殺事件に端を発する大衆運動の昂揚とその後のインフレーション状況を直接の背景とする。ラテナウ闘争の余波を受けて八月七日に開かれたベルリンの経営協議会総会が、以降の協議会運動の起点となるものであった。

この総会は、急進的な協議会の圧力を受けて一月以来久方ぶりに開催された会議であり、そのために指導部の準備が充分でなく、予定された報告者に代わり共産党のレンメレが主報告を行なう、というように左派が主導権を握った。自由労組系のベルリン指導部はこれに対し、協議会が政治問題に明確な立場をとることを不適とし、左派側から議題に提出された「バイエルン問題」の削除を要求するとともに、特に共産党に対しては当時ロシアで進行していた社会革命党員の死刑判決問題を批判してこれに対抗した。しかしそれらは総会の受けいれるところとはならず、この後大多数の両社会民主党系経営協議会が退場して総会は流会に終わった。他方、会場に残った経営協議会代表は、一部の独立社会民主党系を含めて執行部の行動を批判し、総会の再開が行なわれない場合には、改めて独自にこれを招集すべき旨を決定して対立を深めたのである。<sup>(24)</sup>

右の動きに対応して、共産党は組合指導部の意図に抗しても全国経営協議会大会の開催にふみきることを決定した。この点の経緯に関しては次章で扱うことにするが、ここではさしあたりそれが、ラテナウ闘争時における統制委員会運動の継承、インフレーション下の貧困に対する労働者側の抵抗の強化及び共産党のトップ指導者の異動、に基づくことを確認する必要がある。上の決定の時期を確定することはできないが、少なくともマイアーに代わるブランドライの党指導部への復帰と共にこの決定が行なわれたことは明らかであり、八月末からは機関紙上で公然と大会の開催が呼びかけられるに至った。そして同月の二七日には、共産党の組合部経営協議会部門の指導者であるグローテ(H. Grothe)の指導の下に、前記の総会に出席した協議会の代表からなる「一五人委員会」(„Fünfzehnerausschuss“)がベルリン地区の独自の臨時指導部として設立されたのである。<sup>(26)</sup>かくして三〇日に開かれた第二回のベルリン経営協議会集会は、共産党の発表によれば六〇〇〇名の労働者を結集し、全国大会の開催を呼びかける公開状を採択するとともに、以降はベルリンの集会を単独で開くことを決定したのであった。<sup>(27)</sup>

他面、組合指導部は、これらの動きが組合下位機関としての協議会の機能を逸脱することに着目し、特にそれが政党によって担われた政治活動を目指す運動である、としてこれを強く批判した。従ってここでは、それらの運動は組合に対する「共産党の分裂活動」と規定され、また「組合の規約に反するもの」(„widrig“)として批判されたのであるが、これらは協議会運動に対する組合指導者の対抗の方式を表わすものといえよう。そのため九月一日のベルリン経営協議会執行委員会は、僅差ながら一五人委員会の行動を否認し、また上述の問題に関し自由労組系経営協議会の参事会(Beirat)と協議する全権を同執行委員会に与え、このようにして共産党の運動を否定したのであった。<sup>(28)</sup>

しかし、共産党は、五日の総会が全国大会の招集をめぐり流会し、その後八日に開いた第三回のベルリン経営協議会集會が一応の動員に成功したこと、<sup>(29)</sup>及び一一日の執行委員会の決定が僅差であることに力を得て、一七日には全国



の左派系の経営協議会代表を招き、二五人の委員よりなる「全国委員会」を選出し、以降この大会の実現に全力を注いだのである。

ところで、「六人委員会」の運動の際にも示された、共産党の経営協議会大会開催への志向は、更に労働組合と協議会の相互の組織的な関連に由来する、一つの根拠を有していたと思われる。以下にこの問題を説明しよう。

先にも指摘した通り、自由労組系の経営協議会は一五の産業グループに分けられていたが、その際、その各々はそれぞれ地区と全国で統括されていた<sup>(31)</sup>ことに注目する必要がある。従って、コルシュ (K. Korsch) が批判したように、これらの組織は地域組織を欠いており、<sup>(32)</sup>全国組織が有名無実化した点を考えあわせるならば、組合の下位機関たる経営協議会の運動の「回路」は、ほぼ地区の段階までにとどまったのである。事実、一回組合大会でも、全国執行部は、「(協議会の) 地域的な結集の必要は、実際問題としては現われない」とする見解をとっており、<sup>(33)</sup>組合を主体とする集団主義的な労働協約制度の確立は、経営協議会の地域乃至全国規模の活動を不要としたのである。また、地区の産業グループ指導部は、五名の経営協議会代表と二名以上の組合代表から構成され、組合運動とは密接な連携を有していた。<sup>(34)</sup>従って、共産党が下部の協議会に内在する「反集権的」な傾向に依存しながら、地域及び全国大会の開催を提示することは、独自の統合を図るものとして、組合と協議会の上述の関係を打破する意味をもったのである。しかもその際顧慮すべき点として、自由労組指導部は一九二〇年一〇月に第一回の全国経営協議会大会を主催しているが、これは当時の急進的な協議会運動を収束させる意図をもって開かれた大会であり、組合指導部は次回以降の大会を開く意思をもたなかった。従って、これに対し共産党が第二回の大会の開催を要求することは、一つの正当性をもちえたのであり、且つはまたこの時期の組合運動の矛盾を衝くことともなったのである。このような理由から、共産党が、全国大会を要求する動きに対してはたえずこれを支持し、また自らもその宣伝に努めた所以を、われわれは了

解することができるであろう。

なお、以上のような協議会と組合の関係に関しては、東独側の研究においても一般にこの点への論及が充分になされていきらいがある。従って例えばライズベルクの場合にも、協議会運動の組合運動よりの逸脱の問題については明確な説明を避け、全国大会に至る運動の要因としては、当時のインフレーションの進行に対する、「自助行為」(Selbsthilfe)とも称される労働者の自生的な運動を強調する傾向が強い、と指摘しうる。<sup>(35)</sup> 無論それらの要因は、先にもふれたように重要な意味をもつが、なおこの説明は、協議会の地域的、国的な結集が、組合運動の指導とは異なるヴェクトルをもちえた所以を明らかにしていない、と評しえよう。その点に関連して更に付け加えるならば、当時の共産党によっても主張された、運動の「自然発生的な性格」(ブローゼ (K. Brose)の強調は、組合側の批判に対し同党の協議会運動を「意義付け」る機能をもったことに注意すべきであろう。つまりこの運動は、ブローゼにおいても、「貧困化」、「飢餓」に対する、「労働者の自己決定」とされたのであるが、その場合、このような規定は、すべての労働者がかかる状況に直面し、非共産党系労働者の「ここでは、如何なる政略的な政治も支持されるべきではない(九月二三日の協議会の集会における大会支持派の社会民主党系労働者の発言)<sup>(37)</sup>」という如き見解の論拠ともなったのである。そのような大会開催のモチベーションは、いうまでもなく、あらゆる潮流の従業員を包含する協議会の特質に適合するものであり、運動をいわば「下から」弁証する役割をもった、と指摘しえよう。加えて共産党はこの時期にも一貫して組合内の活動の必要性を強調しており、因みに「組合の危機を救え!」(„Rettet eure Gewerkschaften!“)と題するヴァルヒャーの論文は、協議会と組合の関係について「経営協議会は、組合からその任務を奪おうとしているのではなく、逆にそれは、組合が自らの課題を果すことを余儀なくさせようとしているのである」としたのである<sup>(38)</sup>。従って、同党の協議会結集の試みは、組合運動との微妙な接続と競合の上に遂行されたのであり、これは協議会

と組合との組織的な差異に立脚した、運動統一の特有の試みであったとみることができるのである。

(\*) なお、ブローゼの述べた運動の「自然発生的な性格」について付言すれば、このことは運動の初期には、相対的に妥当する面をもっていた、と考えられる。確かにラテナウ闘争よりの各地の経営協議会、統制委員会の活動は、とりわけ初期においては「従来にない深さと拡がり」(ブローゼ)をもっていたであろう。またベルリンでは、急進派の協議会運動が相当の勢力を得ており、この力が、全国大会招集の動きとは別に、八月七日の協議会集会での旧来とは異なる結果をもたらした、としえよう。しかし、八月末以降は、大会開催に向けた『ローテ・ファーネ』紙上での連日のキャンペーンに示されるように、共産党の強力なイニシアティブがあったことは明らかであり、この点は九月十八日に選出された全国委員会執行部の構成によっても端的に示される。即ちこの部の構成は議長グローテ(共産)の他に、会計ベルナー(Börner、共産)、書記シュルツ(Schulz、独立社民)、及びイドル(Idol、共産)、ゲーリング(Gehring、共産)、レーラー(Löhler、独立社民)、ヴェンシヒ(Wünsche、無党派)という如くであった。<sup>(39)</sup>

しかしながら、右に述べたような、協議会運動の進展は、その課題の複合性の故に著しく妨げられた、といわなければならぬ。この点は、とりわけ組合指導部の反対派に対する大会参加の禁止、除名措置によって加重された。それらの措置は、共産党の主導する全国大会招集が、組合の下での経営協議会の活動を確認した一回組合大会の決定に反することを根拠として実行された。<sup>(40)</sup>このような組合側の統制措置は広汎に行なわれ、共産党指導者は、同時に組合よりの離脱を主張する自党の労働者に対しても、しばしばこれに警告を与えなければならなかったのである。<sup>(41)</sup>また、同年九月に成立をみた、社会民主党と独立社会民主党の合同は、労働者の間に新たな組織への期待を生むと共に、<sup>(42)</sup>冬の生活への憂慮が彼等を運動から遠ざけることになった。<sup>(43)</sup>加えて、大会代議員の選出に際し組合役員の参加しえない多くの経営では(その場合には、代議員は経営総会乃至経営内多数派の指名に基づき、とする指示がなされた)、<sup>(44)</sup>代議員

の選出は甚だしく困難であり、これらの事情は大会への広汎な層の参加を大きく妨げた、とみることができよう。

そのため全国委員会は一〇月一日に挙行された示威行進が不調に終ると、大会の準備が不十分であることを認め、一五日には大会の日取りを翌月二三日に延期することを決定した。<sup>(45)</sup>そしてこの間は各地の地域経営協議会大会を先行させ、大会に向けての宣伝を周知させることを試みたのである。即ち、共産党が以前より重視した協議会の地域的な結合は、先の理由から組合運動に対する対抗の有力な手段となったが、この時点では、同党は、それを全国大会に至る予備的な過程とし、改めて組合運動との差異を明らかにしようとしたのであった。

さて、この大会を共産党の指導によって挙行することのできた地域は次のようであった（括弧内は大会の開催日）。それは、テューリンゲン（一〇月二五日、一月五日）、ベルリン（一〇月一九日、行政地域毎の二五、二七日の集会）、シュレジエン（一〇月二日）、ザクセン（一〇月二九日）、ラインラント＝ヴェストファーレン（同上）、中部ドイツ（一月五日）、ヴァッサーカントエ（ハンブルクを含む同上）、ルードヴィヒスハーフェンを中心としたプファルツ（同上）、及びヘッセン（同上）であり、これらは急進的な協議会運動の地域的な存在の如何を示している。右の各大会を通して注目すべきことは、旧来とは異なり恒常的な指導機関がプファルツ、中部ドイツ、テューリンゲン、ヘッセンで設置された点であり、これは翌年にザクセン、ライン＝ヴェストファーレンで作られた同様の機関と共に、ルール危機下の協議会運動の指導を担うことになる。総じて上記の大会は、組合側との緊張の中で挙行されたが、プファルツを除いては、それらの地域では組合の統制処置は必ずしも充分には及びえなかったようであり、殊に中部ドイツでは、代議員中の殆どの協議会代表が、組合の地区委乃至ハレ地域の自由労組系経営協議会中央部の委任状を所有していた、といわれる。しかし反面、前年末に組合独自の協議会大会を開催した金属労組は、「大会の成功に必要な条件が存在する場合にのみ」<sup>(47)</sup>大会問題を考慮する旨を表明し、自由労働組合の方針に従うことを明らかにした。また例えば、三月に

は地区執行部を三つの労働者政党で同等に占めるほどに共産党の運動が活発であったブレイメンでも、十一月に行なわれた代議員選挙では、五万人以上の組織労働者のうち八八〇〇人余が投票に参加したにすぎず、三人の代議員を選挙したにとどまったのである。<sup>(48)</sup>

以上のような経過を経て、一月二三日から二五日にかけて挙行された全国経営協議会大会は、ほぼ、旧来の協議会運動を統括する「儀式」としての性格が強く、ここではその経過をとりたてて述べる必要はないであろう。大会では、主としてブランドラーが政治、経済状況に関する報告を行ない、夏以降『ローテ・ファーネ』紙上で喧伝された「救済綱領」(,Retungsprogramm')と称される共産党の政策が基本的に承認された。また大会は全国指導部として、改めて六一人から成る全国委員会を選出し、生産統制の施策を中心とする「行動綱領」を採択して閉会したのである。<sup>(50)</sup>

ところでこの大会を主導した全国の急進的な協議会運動が、如何程の地位を労働運動内でもちえたかは明らかにならないが、地域、全国大会での代議員の政党別構成については一部を知ることができる。それは次表の通りである。<sup>(51)</sup>

(なお、独立社会民主党とは、両社会民主党との合同後この党を離れたレーデブーアらの独立グループを指す)

	共産党	社会民主党	独立社会民主党	その他
全 国 大 会	六五七	三八	二二	三四
ザクセン	二三七	三七	七	〇
テューリンゲン	二九三	二二	一	三
ラインラント・ ヴェストファーレン	二二一	二八	四二	五九
ヴァッサーカント 中部ドイツ	一一六 二〇七	八	二	三三 一五

右の表で示される共産党系の勢力の圧倒的な比重は、いうまでもなく、左派系の協議会運動における同党の影響力を示すものにすぎない。むしろここにみるような政党構成は、「党派を問わない」従業員の組織体たる協議会の特性を考慮するならば、そして共産党がこの点を動員

の根拠としたことを想起するならば、大会に至る運動の限界を表示するものといえよう。事実、大会でもブランドラーは、「最近三ヶ月で始めて行動的になったこの運動は、なお全勤労大衆をとらえていない」(強調はブランドラー自身による)という如き意見を述べ、<sup>(52)</sup>このような認識はグロートルにおいても共通するところであった。<sup>(53)</sup>とはいえ、この大会に関し金属労組議長ディスマンは、自由労組指導部が招請すべき全国大会を共産党に開催させた責は組合指導部の側にある、と述べ<sup>(54)</sup>、また独立社会民主党が大会の開催に同意を表明したことは、この運動の影響力をものがたるものであった。レティヒが大会について述べた評言——「冷静な状況の判断によったとは思われないが、進行する窮乏に対する個々の労働者の無力の中では、情動的な勢力の強固な支柱となった」<sup>(55)</sup>——は、共産党の指導の性格にふれていないとはいえ、一面では妥当すると思われる。<sup>(\*)</sup>

(\*)なお大会に関する社会民主党機関紙『フォアヴェルツ』の論調を補足的に紹介しよう。同紙の大会に対する態度は、基本的に黙殺に近いそれといってよく、大会開催期間中の経過報道のスペースは「労働組合」欄(第一頁)の六分の一程を占めるにすぎない。批判の視点は、本文で述べたものと無論同一であるが、特に大会に至る代議員選出手続きへの疑義、彼等が如何なる産業を代表しているかへの疑問などが述べられ、<sup>(56)</sup>また大会が社会民主党の指導者ヒルファーディング(R. Hilferding)を報告者として招請した点が揶揄されている。<sup>(57)</sup>結論的には、「(大会参加者は)何らの組織をも代表せず、その背後には共産党以外存在しない」<sup>(58)</sup>とする見解が貫かれており、大会は「一般の無関心のもとで」<sup>(59)</sup>挙行された、というのが同紙の基本的な認識であった。

さて、本節で再三指摘したように、経営協議会は、労働運動の政治化、統合を意図する共産党と、それを組合運動の翼下におこうとする組合指導部との岐路を分かち組織となった。その際、協議会の、全従業員組織という特殊な組織的性格は、労働運動の「全体としての」動員を目指す共産党にとって極めて象徴的な意味をもち、従って経営協議

会は同党の動員体系においてキー・ポジションとしての位置をもったのである。その点でわれわれは、前節で言及した協議会の二面的な性格―利益代表及び闘争機関としての性格―に付け加えて、更に共産党によって付与された、生産統制を担う宣伝的な意味をもつそれを指摘しなければならぬであろう。そして、これらの三者の関連はいわば前者から矢印(↓)で結合されて、同党が大衆組織に接近する際のプロセスを示すものとなった。このような運動の一つの到達点は一九二二年後半の全国経営協議会大会の開催であり、その中で共産党は、活動的な左派の協議会運動に指導的な影響力をもったと要約することができるであろう。

ところで、共産党の政策は、ブランドラーの表現に従えば、<sup>(60)</sup>「小ブルジョアのサンディカリスト的なカオス状の生産統制」に対し、「集権化された生産統制」をなすことをその目的とした。それは「いかなる生産統制も、プロレタリアートの政治権力の獲得なしには不可能である」とする認識を背後に有していたが、このように想定された政治権力が「労働者政府」であった。

- (1) R. Seidel, op. cit., S. 152.
- (2) G. Wünsch, Betriebsrat oder Gewerkschaft, Essen 1922, SS. 59—60.
- (3) S. Schwarz, op. cit., SS. 273—274.
- (4) Protokoll Gewerkschaften, XI, SS. 534—535.
- (5) S. Schwarz, op. cit., S. 282.
- (6) C. W. Guillbaud, op. cit., S. 65.
- (7) Bericht K. P. D., V, S. 183.
- (8) Bericht K. P. D. VII, S. 29.; Bericht K. P. D. VIII, S. 67. なお一五の産業グループとは、前々項で言及した各グループの他に、

農業、社会保障関係部門を加えたものである。この点については vgl. K. Korsch, Arbeitsrecht für Betriebsräte, Berlin 1922, S. 100.

- (9) A. Losowski, *Angewählte Werke*, Berlin 1931. 邦訳『ロソフスキー全集』(希望閣編集局編)所収「プロレタリア独裁時代の労働組合」一九三二年、一五二頁。
- (10) 同上、Die Rote Fahne, Nr. 429, 9. September 1921.
- (11) Die Rote Fahne, Nr. 571, 14. Dezember 1921.
- (12) Die Rote Fahne, Nr. 20, 12. Januar 1922.
- (13) Die Rote Fahne, Nr. 513, 8. November 1922; *ibid.*, Nr. 515, 516, 10. November 1922.
- (14) Die Rote Fahne, Nr. 440, 27. September 1921. なおここで、失業者問題に関する共産党の政策について付言しておこう。失業者問題は、共産党にとって共和国末期におけるような重要性をもたなかったが、なお、復員者の受け入れ(中央労働共同体協定一〇条)後の旧来の企業内労働者との競争、失業者層の賃金問題に対する影響、或いはこの層がストライキ破り集団、民族主義団体の基盤の一つとなったこと、などの理由により、同党の組合政策の一環となった。当初、共産党は一九一九年の敗北以後の「一撥主義」への嫌悪から、失業者問題に消極的であったが(合同大会での巡回演説者メモワール(W. Möller)の発言—Bericht K. P. D. VI, SS. 138—139.)、五回大会ではこの態度は改められ、合同大会では議事日程に失業者問題が一項をわりあてられた。報告者ヘッカートは、この「巨大な産業予備軍」が支配者側に利用されている事実を述べ、それに対し共産党は、(1)当該経営の労働者の賃金と等しい手当の支給、(2)失業者の生産過程への編入、そのための労働時間の短縮、(3)これらの措置を施行するための生産統制、を要求して、経営内労働者と失業者の結合を図らねばならない、とした(*Ibid.*, SS. 129—136)。また先にも述べた通り、ADGBの提案になる失業者問題についての十項目要求を支持し宣伝するとともに、失業者党員のフラクシヨンの形成と、この組織を中心とする失業者協議会の建設を行ない、これらは七回大会で改めて確認されその実現が目指されたのであった(„Resolution zur Erwerbslosenfrage“ in: Bericht K. P. D. VII, SS. 349—350)。
- (15) Bericht K. P. D. VIII, S. 339.
- (16) *Ibid.*, S. 13.
- (17) Die Rote Fahne, Nr. 537, 24. November 1921.
- (18) Die Rote Fahne, Nr. 535, 23. November 1921.
- (19) Die Rote Fahne, Nr. 537, 1921.
- (20) Die Rote Fahne, Nr. 8, 5. Januar 1922.
- (21) Die Rote Fahne, Nr. 587, 23. Dezember 1921.
- (22) Die Rote Fahne, Nr. 8, 1922.



- (33) Die Rote Fahne, Nr. 12, 7. Januar 1922.
- (34) Die Rote Fahne, Nr. 537, 8. August 1922.
- (35) H. Weber, op. cit., Bd. I, S. 405.
- (36) A. Reisberg, op. cit., S. 567.
- (37) Die Rote Fahne, Nr. 381, 31. August 1922. 田舎人雑誌のついでに Die Rote Fahne, Nr. 391, 6. September 1922.
- (38) A. Reisberg, op. cit., S. 570.
- (39) Die Rote Fahne, Nr. 396, 8. September 1922.
- (40) Die Rote Fahne, Nr. 412, 18. September 1922.
- (41) C. W. Guillbaud, op. cit., pp. 45—46.
- (42) K. Korsch, op. cit., S. 102.
- (43) Protokoll Gewerkschaften, XI, S. 231.
- (44) C. W. Guillbaud, op. cit., p. 45.
- (45) 全国連邦組織大会配達の要請と既ヤノトレスマンの返答に A. Reisberg, op. cit., Teil VI, Kap. 4.
- (46) K. Brose, „Die Betriebsrätebewegung in Deutschland“ in: Die Internationale, Jg. 5, H. 10, SS. 294—301.
- (47) Die Rote Fahne, Nr. 429, 28. September 1922.
- (48) G. Walcher, „Rettet eure Gewerkschaften!“ in: Die Rote Fahne, Nr. 495, 9. November 1922.
- (49) Die Rote Fahne, Nr. 413, 19. September 1922.
- (50) 全国大会への代表派遣を要請した一一月一〇日付けの全国委員会のADGB宛て書簡に対するADGBネールの回答(日付けは不明)。  
Die Rote Fahne, Nr. 520, 24. September 1922.
- (51) z. B., G. Walcher, „Auf altem Wege vorwärts“ in: Die Internationale, Jg. 5, H. 8, SS. 229—232.
- (52) A. Reisberg, op. cit., S. 575.
- (53) H. Gättsch, op. cit., S. 62.
- (54) Die Rote Fahne, Nr. 471, 22. Oktober 1922.
- (55) Bericht K. P. D. VIII, S. 33.
- (56) 上記の各大会のついでに「ネーションマン」のついでに Die Rote Fahne, Nr. 461, 17. Oktober 1922; ibid., Nr. 493, 8. November 1922.

Die Rote Fahne, Nr. 467, 20. Oktober 1922; *ibid.*, Nr. 471, 22. Oktober 1922. Die Rote Fahne, Nr. 478, 26. Oktober 1922. Die Rote Fahne, Nr. 482, 1. November 1922. Die Rote Fahne, Nr. 497, 10. November 1922. Die Rote Fahne, Nr. 505, 15. November 1922. Die Rote Fahne, Nr. 521, 25. November 1922. Die Rote Fahne, Nr. 523, 26. November 1922. Die Rote Fahne, Nr. 521, 1922. Die Rote Fahne, Nr. 519, 24. November 1922. R. Rettig, *op. cit.*, S. 104. *Ibid.*, S. 105. Vorwärts, Nr. 554, 23. November 1922. Vorwärts, Nr. 557, 25. November 1922. Vorwärts, Nr. 555, 24. November 1922. Vorwärts, Nr. 559, 26. November 1922. H. Brandler, „Um die Kontrolle der Produktion“ in: Die Rote Fahne, Nr. 479, 27. Oktober 1922.